

第4章 取組内容について

基本目標1 支えあいの意識の醸成

基本目標2 地域福祉を支える担い手の確保・育成

基本目標3 様々な担い手の参画による地域活動の活性化

基本目標4 地域の居場所づくり

基本目標5 暮らしやすい環境の整備

基本目標6 地域安全の促進

基本目標7 権利擁護支援の体制整備

基本目標8 包括的支援体制の整備

第4章 取組内容について

取組内容の見方について

● 取組内容の見方について

第4章では、8つの基本目標ごとに現状と課題、今後の方向性、基本目標を構成する施策を掲載しています。

基本目標1 支えあいの意識の醸成

地域福祉を推進していくためには、地域で暮らす市民一人ひとりが地域の課題や悩み事を抱えている人に関心を持ち、それぞれの個性を認めあい、偏見や差別意識を無くすとともに、その課題や悩み事が他人事ではなく自分にも関係があることだと認識し、支えあいの関係性を構築することが重要であることから、支えあいの意識の醸成に取り組めます。



基本目標における取組内容を示しています。

前計画の期間中に実施したことや、昨今の社会情勢、アンケート調査から見えてきた課題を示しています。

● 現状と課題

◆「地域福祉」の意味や考え方について

アンケート調査（市民）で、「地域福祉言葉や意味を知っている市民は全体の1程度に留まっており、多くの市民が知らないという現状を把握しました。

地域福祉の推進に当たっては、まず地域の意味や考え方、取組内容について機会を通して市民に理解してもらう必要があります。

◆支えあいの意識を醸成するには、福祉教育・福祉学習の周知と機会充実が必要

本市では市内の小学生を対象に車いす操作等を体験してもらう福祉体験学習や、人権教育の推進、市役所職員による出前講座など、福祉に関する教育及び学習の機会を提供しています。

しかしアンケート調査（市民）では、回答者全体の約7割近くが福祉教育・福祉学習を受けた経験が無いと回答していることから、そのような機会があることを周知する必要があります。

なお、福祉教育・福祉学習を受けたことがあると回答している人の6割は福祉に対する関心が高まったと回答していることから、支えあいの意識を醸成する上では、福祉教育・福祉学習の機会をより充実していくことが重要となってきます。

■福祉教育・福祉学習を受けた経験



■受けたことによる影響

| | |
|---------------|-------|
| 関心が高まった | 60.9% |
| 活動参加のきっかけになった | 20.9% |
| 特に影響はなかった | 20.9% |

※上位3項目の総率

基本目標についての今後の市の取組の方向性を示しています。

基本目標を構成する施策名を示しています。

今後の方向性

市民一人ひとりが地域福祉に対する理解と関心を深め、地域の支えあいへの意識の醸成が図られるよう、福祉に触れる機会や教育・学習機会の充実を図ります。

施策1-1 福祉に触れる機会づくり

施策1-2 支えあいの意識づくりに向けた学習機会の充実

基本目標の次に、施策ごとの方向性、施策に関連する市の主な取組、市民の皆さんと地域の皆さんに対する市からの提案を掲載しています。

施策1-1 福祉に触れる機会づくり

子どもの頃から支えあいの意識を身近に感じてもらい、地域共生社会の理念に対する理解が深まるよう、社会福祉協議会をはじめとした地域の様々な団体等と連携し、福祉に触れる機会を提供します。

地域福祉に関する学習の場や体験学習など、福祉に触れる機会の提供を通して、身近な地域で起こっている課題や悩み事を抱えている人に関心が高まるよう、取組を行います。

施策の方向性を示しています。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|---------|----------------------|----------------|
| 福祉教育の推進 | 福祉まつりへの支援 | 福祉部 |
| | 小学校での認知症サポーター養成講座の実施 | 健康推進部 教育総務部 |
| | 福祉体験学習の実施 | 教育総務部 |
| | 人権教育の推進 | 教育総務部 |

計画期間中に市が実施する主な取組を示しています。
具体的な事業内容は、関連する分野別計画にも位置付けているため、分野別計画も併せてご覧ください。



このような取組はいかがですか？

市民の皆さんへの提案

- ✓ 地域の支えあいや福祉のことについて、お子さんを交えて家庭内で話しあってみませんか。
- ✓ お子さんが学校等で学んだことを、身近な地域で実践してみませんか。



地域の皆さんへの提案

- ✓ 地域の子どもたちが福祉に触れる機会を提供してみませんか。



市民（地域住民）の皆さん、地域（地域活動団体、福祉サービス提供事業所、一般企業等）の皆さんへのメッセージとして、身近なところで取り組むことができることを提案しています。地域福祉の推進のためには、市と市民の皆さん、地域の皆さんが同じ考えのもとで、それぞれ行動することが大切です。ここに示すことを行動の参考にしていただくと幸いです。

基本目標1 支えあいの意識の醸成

地域福祉を推進していくためには、地域で暮らす市民一人ひとりが地域の課題や悩みごとを抱えている人に関心を持ち、それぞれの個性を認めあい、偏見や差別意識を無くすとともに、その課題や悩みごとが他人事ではなく自分にも関係があることだと認識し、支えあいの関係性を構築することが重要であることから、支えあいの意識の醸成に取り組めます。



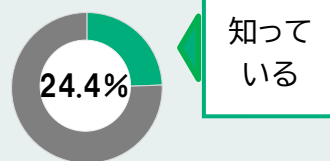
● 現状と課題

◆「地域福祉」の意味や考え方について市民に理解してもらう取組が必要

アンケート調査（市民）で、「地域福祉」の言葉や意味を知っている市民は全体の4分の1程度にとどまっており、多くの市民が聞いたことはあるが意味は分からない、又は知らないという現状を把握しました。

地域福祉の推進に当たっては、まず地域福祉の意味や考え方、取組内容について様々な機会を通して市民に理解してもらう必要があります。

■地域福祉の認知度

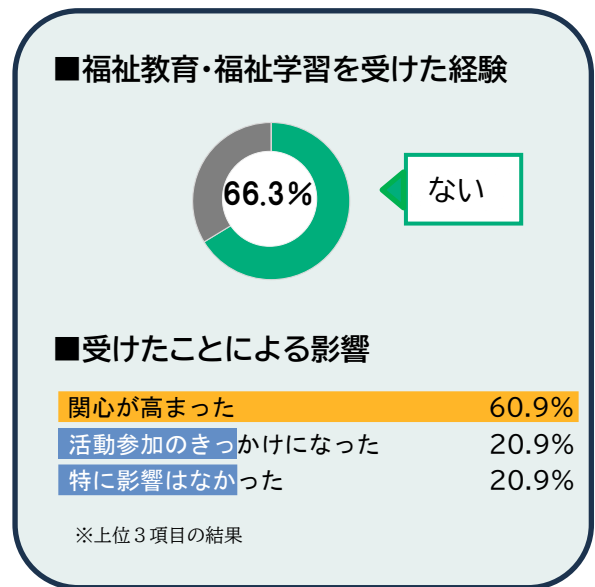


◆支えあいの意識を醸成するには、福祉教育、福祉学習の周知と機会充実が必要

本市では市内の小学生を対象に車いす操作等を体験してもらう福祉体験学習や、人権教育の推進、市役所職員による出前講座など、福祉に関する教育及び学習の機会を提供しています。

しかしアンケート調査（市民）では、回答者全体の約7割が福祉教育・福祉学習を受けた経験が無いと回答していることから、そのような機会があることを周知する必要があります。

なお、福祉教育・福祉学習を受けたことがあると回答している人の6割は福祉に対する関心が高まったと回答していることから、支えあいの意識を醸成する上では、福祉教育・福祉学習の機会をより充実していくことが重要となってきます。



今後の方向性

市民一人ひとりが地域福祉に対する理解と関心を深め、地域の支えあいへの意識の醸成が図られるよう、福祉に触れる機会や教育・学習機会の充実を図ります。

施策1-1 福祉に触れる機会づくり

施策1-2 支えあいの意識づくりに向けた学習機会の充実

施策1-1

福祉に触れる機会づくり

子どもの頃から支えあいの意識を身近に感じてもらい、地域福祉に対する理解が深まるよう、草加市社会福祉協議会をはじめとした地域の様々な団体等と連携し、福祉に触れる機会を提供します。

地域福祉に関する学習の場や体験学習など、福祉に触れる機会の提供を通して、身近な地域で起こっている課題や悩みごとを抱えている人に関心が高まるよう、取組を行います。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|---------|----------------------|----------------|
| 福祉教育の推進 | 福祉まつりへの支援 | 福祉部 |
| | 小学校での認知症サポーター養成講座の実施 | 健康推進部 教育総務部 |
| | 福祉体験学習の実施 | 教育総務部 |
| | 人権教育の推進 | 教育総務部 |



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 地域の支えあいや福祉のことについて、お子さんを交えて家庭内で話しあってみませんか。
- ✓ お子さんが学校等で学んだことを、身近な地域で実践してみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 地域の子どもたちが福祉に触れる機会を提供してみませんか。



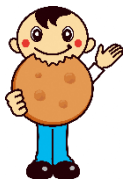
施策1-2 支えあいの意識づくりに向けた学習機会の充実

市民一人ひとりの地域における支えあいの意識の醸成を図るため、公民館や文化センターにおける学習機会の支援や、市役所職員が地域に出張して講座を行う出前講座などを通じて学習機会の充実に取り組みます。

実施に当たっては、市の教育分野や生涯学習分野との連携を密にし、子どもから大人まで、世代や年齢を問わずに誰もが気軽に参加できるよう取り組みます。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|------------|--------------------------------|----------------|
| 市民に対する意識啓発 | 市民・企業等に対する人権啓発の推進 | 総合政策部 自治文化部 |
| | 福祉SOSゲームの実施 | 福祉部 |
| | 市役所出前講座(介護予防、障がい福祉、健康づくりなど)の実施 | 各関係部局 |
| 学習の場の提供 | 講座・研修等の充実 | 各関係部局 |



このような取組はいかがですか？

市民の 皆さんへの 提案

- ✓ 公民館や文化センター、出前講座で行われる福祉に関する講座等に積極的に参加してみませんか。
- ✓ 講座等で学んだことを、ご自身の生活の中で実践してみませんか。



地域の 皆さんへの 提案

- ✓ 市と協力して、支えあいの意識づくりのための学習機会を提供してみませんか。
- ✓ 地域で支えあいの意識づくりが進むよう、福祉まつり等のイベント等に積極的に参加してみませんか。



基本目標2 地域福祉を支える担い手の確保・育成

地域福祉は行政や限られた特定の人だけが活動するのではなく、地域で暮らす誰もが自分自身を担い手の一人として認識し、多くの人々によって様々な活動が展開されることが重要となることから、担い手の確保や育成に取り組めます。



● 現状と課題

◆ 新たな担い手の確保が急務

全国的に人口減少や少子高齢化が問題となっており、今後、高齢化の進行などにより支援が必要な人が増加する一方で新たな担い手の確保が困難になることが懸念されています。本市においても例外ではなく、同様の将来予測がされていることから、新たな担い手の確保や育成が急務となっています。

◆ 担い手の高齢化に伴う活動継続が懸念されている

社会福祉審議会や地域福祉連絡協議会において、ボランティア団体や町会・自治会等の代表者から勧誘活動を行っても新たな担い手が入ってこないため、メンバーの高齢化により団体活動の継続が難しくなっているとの意見が挙げられました。

また、アンケート調査（地域活動団体）においても、活動全般での問題点として、「メンバーの高齢化」「新しいメンバーの加入が進まないこと」「メンバー不足」が多く挙げられており、多くの団体において活動継続の可否が懸念されています。

■ 地域活動全般での問題点

| | |
|-----------------------------|-------|
| メンバーが高齢化している | 64.9% |
| 新しいメンバーの加入が進まない・メンバーが不足している | 49.8% |
| リーダーがない、育たない | 34.2% |

※上位3項目の結果

◆市民が活動に参加しやすくなる仕組みが必要

アンケート調査（市民）で、市民は気軽に身近なところで参加できたり、時間や曜日を自由に選べるならば、地域活動やボランティア活動に参加しやすくなると回答しています。

潜在的な活動意欲を抱えている市民が活動に参加しやすくなるよう、市民のニーズと活動をつなげる仕組みを充実させる必要があります。

■活動に参加しやすくなる条件

| | |
|------------------|-------|
| 気軽に参加できる | 54.1% |
| 身近なところで参加できる | 36.5% |
| 活動時間や曜日を自由に選べる | 35.5% |
| 情報が一つの窓口に集約されている | 19.5% |
| 適切な指導者やリーダーがいる | 18.7% |

※上位5項目の結果

今後の方向性

地域福祉を支える担い手の確保・育成のため、研修や講座を充実させるとともに、潜在的な人材を発掘するための取組を検討し、地域活動への参加を促進します。

施策2-1 新たな地域福祉の担い手の確保

施策2-2 専門的な福祉の担い手の確保・育成

施策2-1 新たな地域福祉の担い手の確保

ボランティアをはじめ、地域福祉の新たな担い手を確保し、地域のニーズに合わせて多種多様な取組が展開されるような地域とするため、ボランティア活動や地域福祉活動の意義や重要性を周知して市民の活動意欲を高めるとともに、活動する上で必要な知識や技術等についての研修を行います。

また、潜在的な活動意欲を抱えている市民のニーズを把握し、新たな担い手として気軽に参加できるような仕組みについて検討を行います。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|----------------|----------------------|-------|
| 地域福祉の担い手の確保・育成 | ボランティア活動への支援 | 自治文化部 |
| | 市民活動団体への支援 | 福祉部 |
| | 町会・自治会への加入促進 | 自治文化部 |
| | 草加市社会福祉協議会と連携した取組の推進 | 福祉部 |
| | 民生委員・児童委員協議会への支援 | 福祉部 |
| | 民生委員・児童委員確保に向けた働きかけ | 福祉部 |
| | 認知症サポーター養成講座の実施 | 健康推進部 |
| | 認知症サポーターステップアップ講座の実施 | 健康推進部 |
| | ボランティアポイント制度の検討 | 福祉部 |
| | ジャンプ教室リーダー養成講座の実施 | 健康推進部 |
| | ゲートキーパー養成講座の周知 | 健康推進部 |
| 青少年団体への支援 | こども未来部 | |



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ ボランティアに興味を持っている方は、できる範囲で活動してみませんか。
- ✓ 自分の知識や経験をボランティアに活かしてみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 同じ地域で活動する他の事業所や団体等とネットワークを作って、担い手の研修を共同で行ってみませんか。
- ✓ ボランティアが活動する場所や機会を提供してみませんか。
- ✓ 身近な地域で困りごとを抱えている人を見つけたら、どのように関わっていくか、地域で考えてみませんか。



施策2-2 専門的な福祉の担い手の確保・育成

次世代を担う社会福祉士試験受験資格の取得を目的とする学生の実習体制の維持や、資格や一定の知識を必要とする担い手（成年後見制度に基づく市民後見人等）を対象とした研修等を開催します。併せて、福祉サービス提供事業所における福祉人材の確保・育成を支援するため、研修の機会を充実させます。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|-------------|--------------------|-------|
| 専門的人材の確保・育成 | 社会福祉実習生の受入 | 福祉部 |
| | 介護人材のキャリアアップ等への支援 | 健康推進部 |
| | 市民後見人・市民後見人候補者への支援 | 福祉部 |
| | 手話通訳者養成講座の実施 | 福祉部 |
| | 点訳奉仕員・朗読奉仕員養成講座の実施 | 福祉部 |
| | 多様なサービス担い手研修への支援 | 健康推進部 |



このような取組はいかがですか？

市民の皆さんへの提案

- ✓ 自分の知識や経験が生かせるか考えてみませんか。
- ✓ 資格や知識を必要とする担い手の育成のための研修に参加してみませんか。



地域の皆さんへの提案

- ✓ 福祉の担い手の育成のための場を提供してみませんか。
- ✓ 資格や知識を必要とする担い手の育成のための研修があることを、一緒に活動する人に伝えてみませんか。



コ・ラ・ム

●福祉SOSゲーム

【施策1-2】支えあいの意識づくりに向けた学習機会の充実

福祉SOSゲームとは、「S（社会資源）、O（お悩み）、S（相談）」の頭文字を合わせたもので、仮想の地図に社会資源を示し、相談事例の書かれたカードをどの社会資源につなげるかを参加者が話しあっていくゲームです。



ゲームの中で地域の課題や、社会資源について知り、困りごとをどの社会資源につなげたら良いか、どんな社会資源が不足しているかなど、楽しみながら学ぶことができます。



●民生委員・児童委員

【施策2-2】専門的な福祉の担い手の確保・育成

民生委員・児童委員は社会奉仕の精神をもって地域の福祉向上に取り組むボランティアです。地域の身近な相談相手として、市内の担当する地区において住民の立場に立って相談や支援を行う役割や、支援を必要とする市民と行政や専門機関をつなぐパイプ役等を担っていただいております。



基本目標3 様々な担い手の参画による地域活動の活性化

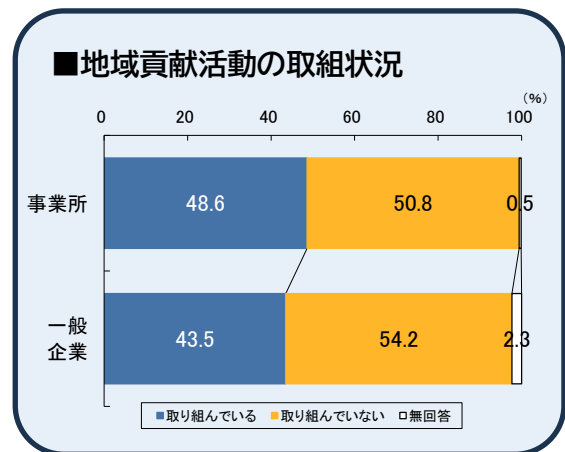
本市の地域福祉における地域のあり方（目指す地域像）では、「だれもが自分らしく暮らせる」「お互いを認めあえる」「みんなで支えあえる」地域を目指しています。そのためには市民同士の交流に加え、地域活動団体や福祉サービス提供事業所、一般企業等の参画が重要なことから、地域に関係する様々な主体が連携した地域活動の活性化に取り組めます。



● 現状と課題

◆福祉サービス提供事業所・一般企業の多くが地域貢献活動に取り組めていない

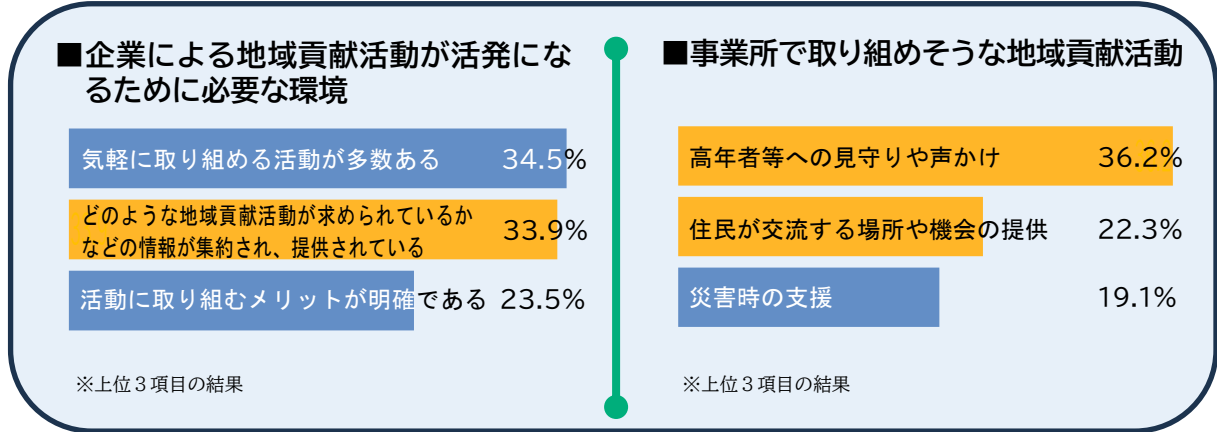
目指す地域像の実現のためには、市民のほか、地域活動団体や福祉サービス提供事業所、一般企業など、あらゆる分野の担い手の地域貢献活動への参画が重要ですが、アンケート調査（福祉サービス提供事業所・一般企業）では、業務多忙等により地域貢献活動に取り組めていない福祉サービス提供事業所・一般企業が半数強となっているので、参画促進に向けた検討が必要です。



◆地域貢献活動に係る情報提供が不足している

アンケート調査（一般企業）では、企業による地域貢献活動が活発になるために必要な環境として、「どのような地域貢献活動が求められているかなどの情報が集約され、提供されている」が3割強と多くなっており、行政からの情報提供不足により、何をすれば良いか分からず地域貢献活動に取り組めていない企業が多くいることが分かりました。

なお、「高年者等への見守りや声かけ」「住民が交流する場所や機会の提供」であれば今後取り組めそうと回答している事業所や企業があることから、他団体の取組や、活動内容等を明確化して情報提供することで、参加促進につながると考えられます。



今後の方向性

地域活動の活性化のため、様々な担い手が地域活動に参画できるよう、多様なニーズに合わせた参画のあり方を検討し、支援するとともに、分野の違う団体同士等の多様な交流の機会の充実に取り組みます。

施策3-1 福祉サービス提供事業所・一般企業等の地域参画支援

施策3-2 多様な交流の機会の充実

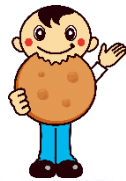
施策3-1 福祉サービス提供事業所・一般企業等の地域参画支援

福祉サービス提供事業所や一般企業等が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、それぞれが持つスキルやネットワークを生かした地域貢献活動につながるよう、地域の福祉ニーズの情報提供やマッチング、活動環境の整備、新規参入、継続的な活動等の支援の取組を検討します。

また、他団体の活動内容を紹介するなど、地域貢献活動への関心や意欲を高め、各団体ができることから新規参入しやすい環境づくりに努めます。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|---------|----------------------|-------|
| 市民活動の推進 | ふるさとまちづくり応援基金による活動支援 | 自治文化部 |
| 地域参画の推進 | 商工会議所や商店会との連携 | 自治文化部 |
| | 地域貢献活動事例紹介に向けた検討 | 福祉部 |



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 身近な福祉サービス提供事業所や一般企業がどのような地域貢献活動に取り組んでいるかインターネット等で調べてみませんか。
- ✓ 身近な福祉サービス提供事業所や一般企業が行う地域貢献活動に参加してみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 福祉サービス提供事業所や一般企業を地域活動のパートナーと認識して、積極的に交流してみませんか。
- ✓ 公益的活動・地域貢献活動に取り組めていない福祉サービス提供事業所や一般企業は、できることから取組を実施してみませんか。
- ✓ 本業が地域貢献活動に生かせるか検討してみませんか。
- ✓ 他団体でどのような地域貢献活動を行っているかインターネット等で調べてみませんか。
- ✓ 自分の団体では地域貢献活動として何ができるか検討してみませんか。



施策3-2 多様な交流の機会の充実

地域における市民同士、市民と団体、団体同士が交流・連携し、新たな地域活動に向けた取組が生まれるよう、多様な分野の人や団体、企業等が交流できる機会の充実に取り組みます。

また、分野の違う団体同士をつなぐコーディネーターの役割を担う人材のあり方について検討を行います。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|-------------|---------------------|----------------|
| 多様な交流の機会の提供 | そうか産学行連携事業の実施 | 総合政策部 |
| | まちづくりマッチングの実施 | 自治文化部 |
| | 協働のひろばの実施 | 自治文化部 |
| | 福祉プラスのまちづくりの実施 | 福祉部 |
| | 団体同士をつなぐコーディネーターの検討 | 福祉部 |
| | 円卓会議の実施 | 都市整備部 各関係部局 |



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 身近な地域で行われている多様な活動に興味を持ち、気軽に参加してみませんか。
- ✓ 自分の知識や経験を多様な交流の場で生かしてみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 同じ地域で福祉活動を実施している他の団体・組織について知り、連携してみませんか。
- ✓ 多様な分野の人や企業が交流するための場所を提供してみませんか。



基本目標4 地域の居場所づくり

地域に子どもから高年者まで多様な人々が気軽に集える場(居場所)があることで、年齢や立場の違いを超えた幅広い交流や、多様な価値観を尊重し支えあう関係性の構築につなげることができることから、地域の居場所づくりに取り組めます。



● 現状と課題

◆ 社会参加と地域交流の促進

アンケート調査(市民)では住み慣れた自宅を自分の居場所として回答する人が多くいましたが、居場所が自宅のみの場合、例えば単身世帯では人との交流が少ないことを起因として、孤独や孤立等の問題につながるリスクが高まると想定されます。

本市では身近な地域にある居場所として、「地域サロン」、「こども食堂」等がありますが、アンケート結果によると自分の居場所と感じている市民が少なかったことから、自宅以外の居場所としてそのような場に参加してもらえよう取組を行っていく必要があります。

■ 「居場所」と感じられる場所

| | |
|-------------------|-------|
| 自宅 | 96.8% |
| 学校・職場 | 23.4% |
| 友人・知人の家 | 15.3% |
| カフェなどの飲食店 | 7.7% |
| 趣味や習い事の教室 | 7.2% |
| インターネット | 5.6% |
| 図書館 | 5.0% |
| スーパーなどの商店 | 4.1% |
| 体育館やスポーツジムなどの体育施設 | 4.1% |
| 地域活動・ボランティア活動の場 | 2.7% |
| 公民館・文化センター | 2.5% |
| コミュニティセンター | 2.3% |
| 地域サロン | 0.9% |
| 子ども食堂・地域食堂 | 0.2% |
| その他 | 2.4% |
| 無回答 | 0.5% |

◆地域活動に熱心に参加する人がいる一方で、孤立状態で接触が難しい人がいる

市民主体の居場所づくりなど様々な活動が展開されており、複数の活動に参加するなど熱心に取り組む人が少なくありません。その一方で、活動に参加する人とならない人の二極化が見られることから、地域とのつながりが乏しく、孤立状態となっている人を把握し、どう接触していくかを検討していく必要があります。



今後の方向性

誰もがお互いを認めあい、自分らしく暮らせるよう、地域資源を活用した居場所づくりを行うとともに、身近な地域にある居場所の周知啓発・利用促進に取り組みます。

施策4-1 気軽に参加できる場の提供

施策4-2 孤独や孤立を防ぐ居場所づくりの推進

施策4-1 気軽に参加できる場の提供

地域で暮らす市民がいつでも気軽集ってつながることで、お互いに顔の見える関係性を築き、地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、活動拠点となる場の提供を行います。また、その活動の場をより多くの市民に知っていただき、参加していただけるよう、周知啓発を行います。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|----------------------|-------------------|--------|
| 地域におけるつながりの促進 | 男女共同参画さわやかサロンの運営 | 総合政策部 |
| | ジャンプ教室の支援 | 健康推進部 |
| | オレンジカフェの実施、支援 | 健康推進部 |
| | つどいの広場の実施、支援 | こども未来部 |
| | 放課後こども教室の実施 | こども未来部 |
| | 児童館・児童センターの運営 | こども未来部 |
| | 平成塾における活動の支援 | 教育総務部 |
| ボランティアや民間団体の活動に対する支援 | ふれあい・いきいきサロンへの支援 | 福祉部 |
| | すこやかクラブへの支援 | 福祉部 |
| | こども食堂への支援 | こども未来部 |
| 市民への周知 | 気軽に参加できる場の情報提供の充実 | 各関係部局 |
| 活動拠点となる場の提供 | コミュニティセンターの運営 | 自治文化部 |
| | 市民活動センターの運営 | 自治文化部 |
| | 文化会館の運営 | 自治文化部 |
| | 子育て支援センターの運営 | こども未来部 |
| | 勤労福祉会館の運営 | 市民生活部 |
| | 公民館・文化センター・図書館の運営 | 教育総務部 |



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 地域の交流の場に参加してみませんか。
- ✓ 参加して楽しかったら、近所の方も誘ってみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 地域活動の拠点となる場所を提供してみませんか。



施策4-2 孤独や孤立を防ぐ居場所づくりの推進

ひきこもりや一人暮らしの高年者、障がい者など、身近に頼ることのできる人がおらず、孤独・孤立の状態となることが懸念される方のほか、虐待、犯罪被害者などの困難や課題を抱えた方たちが悩みなどを共有し、その人らしく暮らしていけるよう、地域の居場所づくりを推進します。困難や課題を抱えた方たちが地域の居場所を利用することは、地域とのつながりを保ち、心身の健康を維持する上で重要であることから、継続的な利用につながるような支援を行います。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|---------------|------------------------|--------|
| ノーマライゼーションの推進 | 福祉プラスのまちづくりの実施 | 福祉部 |
| | 障がい児支援の提供体制の充実 | こども未来部 |
| | 障がい児の集団生活への適応のための専門的支援 | こども未来部 |
| 生きがいづくり | 高年者・障がい者の雇用確保の推進 | 福祉部 |
| | 地域活動支援センターの運営 | 福祉部 |
| | 高年者事業の実施 | 教育総務部 |
| | 平成塾における活動の支援 | 教育総務部 |
| | 各種ボランティア活動への支援 | 各関係部局 |



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 地域の中にひきこもりや一人暮らしなどで支援が必要な人がいるかもしれない、と考えてみませんか。
- ✓ 課題を抱えて困っている方を知っている場合、地域の居場所を紹介してみませんか。
- ✓ ひきこもりや一人暮らしなど、心配な人のことをさりげなく見守ってみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 様々な課題を抱える当事者が安心して暮らせるよう、配慮してみませんか。
- ✓ 地域の居場所となる場を提供してみませんか。



基本目標5 暮らしやすい環境の整備

年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、市民誰もが暮らしやすいと感じることができるよう、公共施設や公共交通等のハード面と、支援を必要とする人を理解する等のソフト面、双方の環境整備に取り組みます。また、市民が必要な情報を取得しやすいよう、情報提供体制を充実させます。



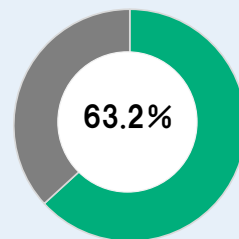
● 現状と課題

◆利便性の高い公共施設や公共交通網等、ハード面の整備推進

本市では、高年者や障がい者をはじめ、全ての市民にとって暮らしやすい環境となるようユニバーサルデザインを取り入れた公共施設の改修や公共交通網におけるバリアフリー化の整備に取り組んでいます。

しかし、アンケート調査（市民）では、公共施設や道路、交通機関等のバリアフリー化が進んでいるまちであるかという問いに否定的な評価が多いことから、継続的な取組が必要です。

■公共施設や道路、交通機関等のバリアフリー化が進んでいるまちである



そう思わない、
どちらかといえば
そう思わない

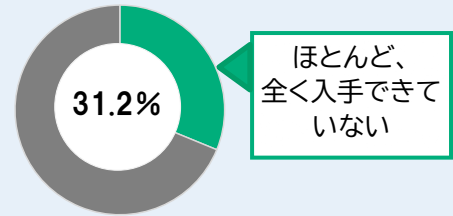
◆ソフト面の環境整備についても推進が必要

暮らしやすい環境の整備には、公共施設や公共交通網等、ハード面の整備に加え、支援を必要としている人への理解や取組等、ソフト面の整備も必要不可欠となります。

◆必要な福祉サービスの情報を入手できていない人がおり、わかりやすい情報提供が求められている

現在、市では広報そうか、市ホームページ、メール配信サービス、市公式SNSなど様々な媒体を用いて福祉に関する情報発信を行っています。アンケート調査(市民)では、必要な福祉サービスをほとんど、全く入手できていないという回答が3割強となっており、その理由として「情報の入手方法がわかりにくい、わからない」が多くなっています。また、地域福祉を進めるために市が優先的に取り組むべき事項として、「わかりやすい福祉情報の提供」が3割強であり、「どのような相談でもできる窓口の設置」に次いで多くなっていることから、情報提供に関する検討が必要です。

■福祉サービスの情報入手の状況



■情報を入手できていない理由

| | |
|----------------------|-------|
| 情報の入手方法がわかりにくい、わからない | 43.9% |
| まわりに情報を教えてくれる人がいない | 26.8% |
| 情報を入手する機器がない | 6.8% |

※上位3項目の結果

■地域福祉を進めるために市が優先的に取り組むべき事項

| | |
|--------------------|-------|
| どのような相談でもできる窓口の設置 | 40.9% |
| わかりやすい福祉情報の提供 | 30.9% |
| 必要な人に支援をつなげる仕組みづくり | 26.8% |

※上位3項目の結果

今後の方向性

あらゆる年代、様々な背景を持つ市民が、住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン等を考慮した利便性の高い環境整備を推進します。また、市民誰でも、どこにいても必要な情報にたどり着け、誰にとっても分かりやすい情報発信の充実を図ります。

施策5-1 利便性の高い公共施設・公共交通網の整備

施策5-2 安心して暮らすことのできる環境の整備

施策5-3 分かりやすい情報提供の充実

施策5-1 利便性の高い公共施設・公共交通網の整備

全ての市民がまちに出て自由かつ安全に行動できるよう、「年齢、性別、人種、個人の能力等にかかわらず、はじめから全ての人ができる限り利用可能なように製品や建物、環境をデザインする」というユニバーサルデザインの理念に基づいた利便性の高い公共施設や公共交通、歩きやすい街並み等の整備に取り組みます。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|---------------|--------------------------|-----------------------|
| 利便性の高い環境整備 | 公共施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化 | 総合政策部 都市整備部 建設部 |
| | コミュニティバスの利用促進 | 市民生活部 |
| | ノンステップバスの導入促進 | 市民生活部 |
| 要配慮者に対する環境の整備 | 思いやり駐車場制度の導入、運用 | 各関係部局 |



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 地域の道路や施設等に段差がないかどうかなど、利用しづらい箇所をチェックしてみませんか。
- ✓ 公共施設やコミュニティバスをはじめとした公共交通を積極的に利用し、外出する機会を増やしてみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 積極的に公共施設や公共交通を利用してみませんか。



施策5-2 安心して暮らすことのできる環境の整備

高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる年代や様々な背景を持つ市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、思いやり駐車場の普及や住宅確保要配慮者に対する配慮など、ソフト面のバリアフリー化を推進します。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|-----------------------|----------------------|------------------------|
| ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進 | そうかユニバーサルデザイン指針の啓発 | 総合政策部 |
| 住宅確保要配慮者に対する支援 | 住宅セーフティーネットの構築 | 福祉部 こども未来部 都市整備部 |
| | 市営住宅等への入居支援 | 福祉部 都市整備部 |
| 要配慮者に対する環境の整備 | 障がいに関するシンボルマークの普及 | 福祉部 |
| | 手話通訳者・要約筆記者の派遣 | 福祉部 |
| | あんしん見守りネットワークの推進 | 福祉部 |
| | 医療・救急情報管理システムの推進 | 福祉部 |
| 日常生活への支援の充実 | 思いやり駐車場制度の導入、運用 | 各関係部局 |
| | 障がい児(者)生活サポート事業の推進 | 福祉部 こども未来部 |
| | 移動支援事業の推進 | 福祉部 こども未来部 |
| | 高齢者・障がい児(者)移送サービスの実施 | 福祉部 こども未来部 |
| | 在宅生活支援の充実 | 各関係部局 |



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 支援が必要な人を見かけたら、自分に何ができるか考えてみませんか。
- ✓ 支援が必要な人を知っている場合、市の取組を伝えてみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 住環境に課題を抱え、支援が必要な人を把握したときは、相談窓口を紹介してみませんか。
- ✓ 地域に様々な人が暮らしていることを意識して、常に配慮を心がけるようにしてみませんか。



施策5-3 分かりやすい情報提供の充実

市民が必要な福祉サービスの情報を知っている、もしくは必要な情報の収集方法を知っているなど、困りごとをすぐに解消できる状態にあることが大切です。

福祉に関する必要な情報に容易にたどり着け、どこにいても必要な情報を入手できるよう、市民一人ひとりの状況に応じた情報提供体制の充実を図ります。情報の発信に当たっては、「広報そうか」のようにこれまでも利用されてきて、市民によく知られている媒体を中心とすることはもとより、インターネットを活用した情報発信、とりわけ若年層において利用が盛んな媒体の活用も視野に入れて取り組みます。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|---------|---------------------------|------------|
| 情報提供の充実 | 見てわかる・伝わる広報そうかの作成 | 市長室 |
| | 点字・音声による広報等の作成 | 市長室 福祉部 |
| | 多言語情報配信クラウドサービスの実施 | 市長室 |
| | 自治体DXの推進 | 総合政策部 |
| | 手話通訳者・要約筆記者の派遣 | 福祉部 |
| | 地域資源情報サイトの管理、運営 | 健康推進部 |
| | こどもまんなか そうかの実施 | こども未来部 |
| | そうか子育て応援・情報サイトぼっくるんの管理、運営 | こども未来部 |
| | 子育て情報コーナーみっけの運営 | こども未来部 |
| | 子育て情報スポットプチみっけの運営 | こども未来部 |
| | 生涯学習情報提供サイトマイ・ステージの管理、運営 | 教育総務部 |
| | ホームページ・SNSによる情報提供の充実 | 各関係部局 |



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 地域で情報の入手ができなくて困っている人を見かけたら、代わりに情報を伝えてみませんか。
- ✓ メールやSNS等、様々な媒体で市の情報を受け取れるよう準備してみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 情報を発信する際には、受け手に分かりやすい内容や手段の利用を心がけてみませんか。
- ✓ 地域の中に情報を入手することが難しい人がいるということを意識して、情報発信を行ってみませんか。



コ・ラ・ム

●ジャンプ教室

【施策4-1】気軽に参加できる場の提供

高年者の介護予防のための体操教室で、地域の集会所や自治会館などで定期的（週1回など）に行われています。運営から講師まで、地域で暮らす市民が主体となって活動していることが特徴です。



●福祉プラスのまちづくり

【施策4-2】孤独や孤立を防ぐ居場所づくりの推進

福祉サービスを提供して不便を解消する、改善するというだけでなく、福祉の本来の意味である、幸せをより感じていただき、障がいのある方も障がいのない方も、地域で豊かに生活していただけるようにするという考え方です。



「福祉」にこのような考え方や取組を意識的に「プラス」したまちづくりを進めていくもので、『みんなで創る「だれもが幸せな」あしたの暮らしと福祉のカタチ』を目指しています。

●こどもまんなか そうか

【施策5-3】分かりやすい情報提供の充実

「だれもが幸せなまち草加」の実現に向けて、子どもの人格を尊重し、子どもたちを「草加の未来をつくる大切な主人公」と位置付け、「こどもまんなか そうか」を合言葉に、子育て・子育て・まちづくりに取り組んでいます。具体的な取組については、随時ホームページ等で発信しています。

こどもまんなかそうか



基本目標6 地域安全の促進

住み慣れた地域で安全・安心に暮らすためには、一人ひとりが自分の身を守るために自助の意識を向上させることが重要であるとともに、地域の人々と連携して地域全体を守る共助の意識の向上も重要であることから、地域における防災・防犯力の向上に取り組めます。



● 現状と課題

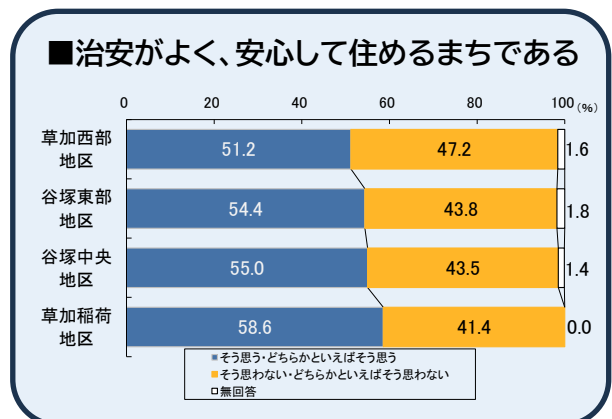
◆ 頻繁に発生している自然災害に対し、防災力の向上が必要

いつ発生するか分からない自然災害に対しては、平常時から地域で助けあう体制整備が重要となっています。本市においては、自主防災組織や避難所周辺の町会や自治会が中心となり市内一斉の避難所運営市民防災訓練等を実施するとともに、行政においても避難等に支援が必要な方への対策として、避難行動要支援者名簿を整備しています。

近年は自然災害が頻繁に発生しており、その重要性がより高くなっていることから、市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、地域における防災力の向上、行政における体制の強化等が求められています。

◆ 安心して暮らし続けるため、地域防犯力の向上も必要

町会や自治会、PTA等が自主的な防犯活動として、地域における子どもの見守りや夜間パトロール等の防犯活動に取り組んでいますが、アンケート調査（市民）では人口密度が高い地域を中心に治安に不安を感じている市民が一定数いることを把握しました。



誰もが安心して暮らし続けるため、地域における自主防犯活動を引き続き推進していくとともに、市民一人ひとりの防犯意識の向上、犯罪が起こりくい環境整備に取り組んでいく必要があります。

◆再犯防止に向けた周知や支援の取組推進

犯罪や非行をした人たちが円滑に社会復帰を果たすためには、本人の努力とともに、地域社会で孤立しないよう行政による支援や地域での理解が必要となりますので、「再犯防止対策」への取組について周知していく必要があります。



今後の方向性

高年者、障がい者をはじめあらゆる市民が地域で安全・安心に暮らせるよう、日頃から市民による声掛けや見守りが行われるような地域づくりに努めます。また、自助・共助による災害対応を促進し、地域の防災力の向上に取り組めます。

施策6-1 日常・災害発生時の体制や支援の充実

施策6-2 地域における防犯対策の推進

施策6-3 再犯の防止に向けた取組の推進

施策6-1 日常・災害発生時の体制や支援の充実

地域における防災力の向上に向け、平常時から市民に対する防災意識の普及啓発や自主防災組織の支援など、地域で気に掛けあう体制を整備するとともに、災害発生時に地域での助けあいを通して迅速な対応を取ることができるよう、体制整備や支援の充実を図ります。また、高年者や障がい者をはじめ、日常生活の中で支援が必要な人たちを平常時から地域で見守ることを促すとともに、災害発生時に安全な場所に迅速に避難できるようにするため、避難行動要支援者名簿に基づく支援の仕組みの充実を図ります。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|-------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 自助・共助による防災力の向上 | ハザードマップの周知 | 市長室 |
| | 講演会等の開催 | 市長室 |
| | 防災訓練等による啓発 | 市長室 |
| | 自主防災組織への支援 | 市長室 |
| | 防災教育の推進 | 市長室 教育総務部 |
| ボランティア等の活動支援体制の整備 | 災害ボランティアの育成・支援 | 自治文化部 福祉部 |
| 要配慮者、避難行動要支援者への支援 | 避難支援等関係者との連携 | 市長室 福祉部 |
| | 避難確保計画の作成及び計画に基づいた避難訓練実施の推進 | 市長室 福祉部 こども未来部 教育総務部 |
| | 避難行動要支援者名簿の作成 | 福祉部 |



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 日頃から隣近所の人々とあいさつを交わすなど、地域でのつながりづくりをしてみませんか。
- ✓ 身近な地域の中に、災害の時に支援が必要な人がいないか気に掛けてみませんか。
- ✓ 近所の人たちと防災訓練に行ってみませんか。
- ✓ 平常時から避難所や避難経路を確認する等、防災に対する準備をしてみませんか。
- ✓ 防災訓練や地域のお祭りなどに参加して、日常的なつながりづくりをしてみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 災害が起きた時には、避難所の設置・運営に協力してみませんか。
- ✓ 地域のお祭りに防災イベント(訓練)を加え、住民の防災意識向上に取り組んでみませんか。



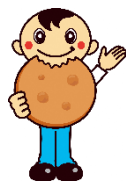
施策6-2 地域における防犯対策の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、個人における防犯意識の向上に向けた取組や犯罪被害者等支援の取組等を行うとともに、地域での見守りを促進します。

加えて、市と警察や防犯関係団体との連携を密にすることにより、犯罪を防止し、地域の防犯力を向上させる環境の整備に取り組みます。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|----------------|---------------|-------|
| 地域の防犯力の強化 | 自主防犯活動の推進 | 市民生活部 |
| | 地域防犯推進委員の活動支援 | 市民生活部 |
| 防犯意識の普及促進 | 防犯啓発キャンペーンの実施 | 市民生活部 |
| 犯罪が起こりにくい環境整備 | まちの美化、環境浄化の推進 | 市民生活部 |
| 犯罪被害者等への支援 | 条例制定及び体制整備の推進 | 市民生活部 |
| 地域における見守り活動の促進 | 民生委員・児童委員への支援 | 福祉部 |



このような取組はいかがですか？

市民の皆さんへの提案

- ✓ 自宅の戸締りの確認や特殊詐欺に注意するなど、犯罪の防止を意識してみませんか。
- ✓ 日頃から隣近所の人々とあいさつを交わすなど、地域でのつながりづくりをしてみませんか。



地域の皆さんへの提案

- ✓ 地域ぐるみで防犯のための見回り活動を行ってみませんか。
- ✓ 地域の中に犯罪が起きやすい場所がないかどうかを確認して、環境を改善してみませんか。



施策6-3 再犯の防止に向けた取組の推進

犯罪をした人が再び罪を犯すことなく、地域で孤立せずに社会を構成する一員となるよう、本計画とともに定める「草加市再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした人の就労や住宅確保に関する支援、医療・福祉サービスの利用促進、更生保護関係団体と連携した支援の取組を推進します。



関連計画

草加市再犯防止推進計画



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 犯罪をした人等の社会復帰のことを考えてみませんか。
- ✓ 犯罪をした人等も地域の一員として交流してみませんか。
- ✓ 自分に協力できることがあるか考えてみませんか。
- ✓ 子どもの非行防止のための取組に協力してみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 犯罪をした人等が地域で孤立しないよう、支援を行ってみませんか。



草加市再犯防止推進計画

趣旨及び位置付け

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がなかったり、薬物やアルコール等への依存があったり、高齢で身寄りがなかったりするなど、地域で生活する上で様々な課題を抱えている人が少なくありません。こうした人の再犯を防止するためには、継続的な社会復帰支援が必要と考えられます。

そこで、本市では地域福祉計画内に「草加市再犯防止推進計画」を位置付けて、犯罪をした人等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりを進めます。

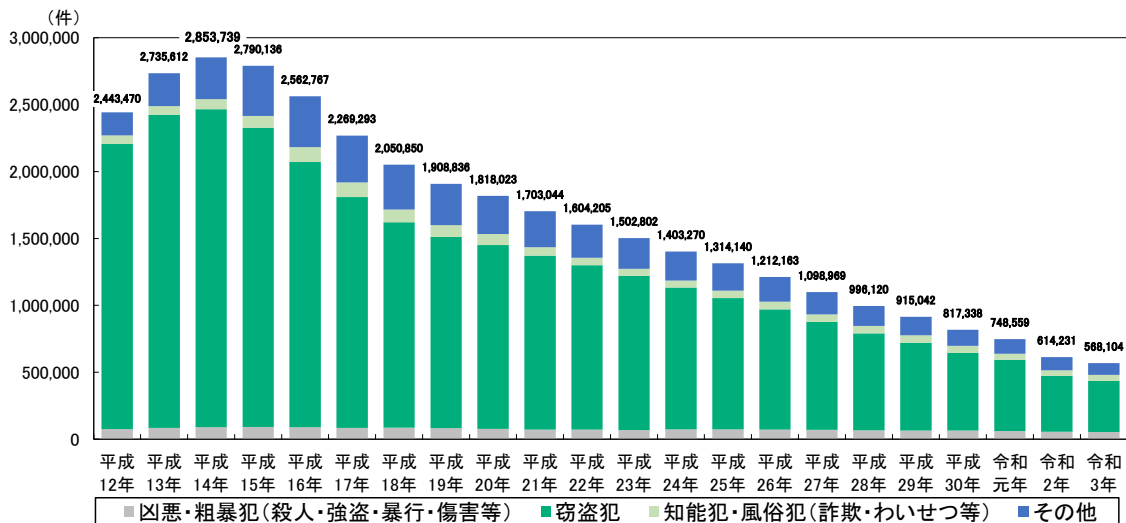
なお、本計画は「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく地方計画であり、国の再犯防止推進計画、埼玉県再犯防止推進計画を踏まえて策定するものです。

再犯防止に関する現状と課題

(1) 刑法犯の認知件数は減少傾向にあるのに対し、再犯者率は横ばい

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年(2002年)(285万3,739件)をピークに19年連続で減少しており、令和3年(2021年)は56万8,104件と戦後最少を更新しました。

■ 刑法犯認知件数の推移(全国)



資料:警察庁「警察白書」を基に作成

本市でも同様の傾向であり、市内の犯罪認知件数は近年減少傾向にあるほか、検挙率も上昇しています。

しかし、刑法犯検挙人員(20歳以上)に占める再犯者の割合は、全国、埼玉県、草加警察署管内(草加市、八潮市)とも50%程度で推移していることから、再犯防止に向けた取組をさらに充実させる必要があります。

(2) 社会復帰のためには、周囲の支援や理解が必要

出所後に就労先や住居が確保されておらず、不安定な生活環境を理由に再び犯罪をしてしまう人は少なくありません。また、高年者や障がい者など福祉的な支援を必要としている人もいます。そのため、犯罪をした人等が地域社会において安定した生活を送り社会復帰を果たすためには、相談窓口の周知や、就労・居住環境の整備、必要な福祉サービスの提供等の支援が必要となります。

また、地域社会で孤立することがないように、再犯防止に向けた取組について市民の理解も必要となってきます。

今後の取組

(1) 就労・住居確保の支援

地域の関係機関・団体と連携するとともに、生活困窮者自立支援事業を活用し、犯罪をした人等の就労・住居確保の支援を行います。

市の取組

- 本人の状態に応じた就労支援
- 住宅確保要配慮者への支援
- 自立相談支援事業
- 保護司会、更生保護女性会との連携

(2) 医療・福祉サービスの利用促進

犯罪をした人等が地域で自分らしく生活するため、本人のニーズに応じた適切な医療・福祉サービスの利用を支援します。支援に当たっては、地域の関係機関・団体が定期的な情報共有を行うなど、緊密に連携します。

市の取組

- 自立相談支援事業
- 適切な保健医療・福祉サービスの提供

(3) 更生保護活動団体や非行防止の関係機関と連携した支援の実施

犯罪をした人の社会復帰に向けた支援等、更生保護活動を行っている関係団体や非行の防止に向けて活動を行っている関係機関と連携し、犯罪や非行をした人たちの再犯防止と円滑な社会復帰を促進します。

市の取組

- 保護司会、更生保護女性会への支援
- 草加市青少年健全育成市民会議への支援
- 地域支援ネットワークにおける支援

(4) 市民に対する広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止の重要性、犯罪や非行をした人の更生や立ち直りについて市民の理解を深めてもらうため、社会を明るくする運動などを通じ、広報・啓発活動に取り組めます。

市の取組

- 社会を明るくする運動の推進
- 防犯推進キャンペーンの実施
- 青少年健全育成・非行防止駅頭キャンペーンへの支援

基本目標7 権利擁護支援の体制整備

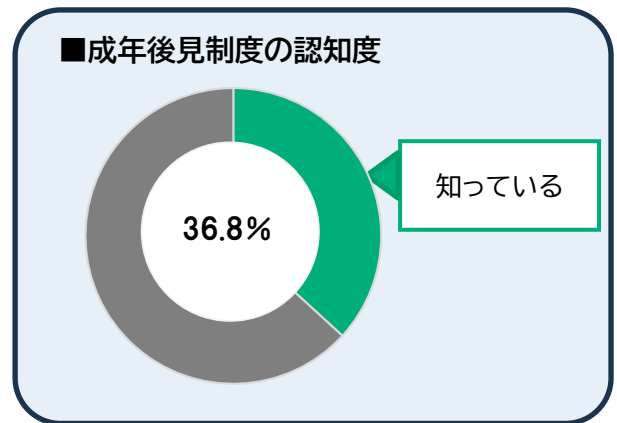
認知症や障がい等により判断能力が不十分な人は、自身が所有する財産の権利を他人に侵害され、安心して生活が脅かされる懸念があります。こうした権利侵害の問題に対処するためには、成年後見制度の利用を促し、誰もが権利を尊重され安心して暮らせる地域にする必要があることから、権利擁護支援の体制整備に取り組みます。



● 現状と課題

◆成年後見制度の認知度向上、市民後見人の継続的な育成が必要

今後、認知症の方は高年者数と同様に増加することが予想されており、これまで以上に成年後見制度の利用が見込まれます。本市においては、そうか成年後見サポートセンターに「中核機関」を設置・運営していますが、アンケート調査（市民）では成年後見制度の内容を知っている市民は4割弱にとどまっており、名前を聞いたこともない、名前は聞いたことがあるが制度内容は知らないという回答が約6割にのぼっています。



「誰もが権利を尊重され安心して生活できる地域」を作るため、成年後見制度が必要となった時に、気軽に相談してもらえるよう認知度を向上させる取組や、市民後見人の継続的な育成が必要となっています。

◆高年者や障がい者、子ども等に対する虐待の防止と早期発見への取組が必要

高年者や障がい者、子ども等に対する虐待事件は後を絶たず、全国的に大きな問題となっていることから、虐待の防止と早期発見への取組を充実していく必要があります。



今後の方向性

高年者、障がい者や虐待の被害者などを含むあらゆる市民が、必要な援助を受けられるよう、権利擁護の仕組みを充実させ、適切な利用に向けた制度の周知を行います。

施策7-1 成年後見制度の周知・利用促進

施策7-2 虐待の防止と早期発見体制の充実

施策7-1 成年後見制度の周知・利用促進

認知症高齢者や障がい者をはじめとした判断能力が十分でない市民の権利を擁護する仕組みである成年後見制度の利用促進を図り、市民が成年後見制度を身近に感じられるようにします。本計画とともに定める「草加市成年後見制度利用促進計画」に基づき、制度の周知や利用啓発、そうか成年後見サポートセンターに設置された「中核機関」を中心とした関係機関とのネットワーク強化や研修を通じた市民後見人の育成、成年後見制度利用者に対する経済的支援等の取組を推進します。



関連計画

草加市成年後見制度利用促進計画



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 地域の認知症高齢者や知的障がい者など、権利を侵害されるおそれがある人を気に掛けてみませんか。
- ✓ 成年後見制度について調べてみませんか。
- ✓ 成年後見に関する講演会に参加してみませんか。
- ✓ 成年後見制度を必要としている人を知っている場合、制度の案内をしてみませんか。
- ✓ 市民後見人の養成講座等に参加してみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 認知症高齢者や知的障がい者など、権利を侵害されるおそれがある人を地域で見守ってみませんか。



草加市成年後見制度利用促進計画

趣旨及び位置付け

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方も住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるよう、不当な契約などから保護し、権利が守られるように支援する制度です。

本市では今後、さらなる高齢化の進行とともに、認知症の方の増加が見込まれており、成年後見制度に対するニーズがますます高まることが予想されていることから、地域福祉計画内に「草加市成年後見制度利用促進計画」を位置付けて、さらなる施策の推進を図ることとします。

なお、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく基本的な計画であり、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて策定するものです。

成年後見制度に関する現状と課題

(1) 成年後見制度に関する周知が不十分

アンケート調査(市民)では、成年後見制度の内容を知っている市民は4割弱にとどまっており、名前を聞いたこともない、名前は聞いたことがあるが制度内容は知らないという回答が約6割にのぼっています。また、判断能力が不十分になった場合の成年後見制度の利用意向についても、「わからない」がほぼ半数を占めており、制度の存在や内容について市民に対する周知が不十分であることが分かります。

(2) 市民後見人の継続的な育成が必要

成年後見制度の利用者増加に対応できるよう、市民後見人の継続的な育成が必要です。

今後の取組

(1) そうか成年後見サポートセンター内の「中核機関」の取組の推進

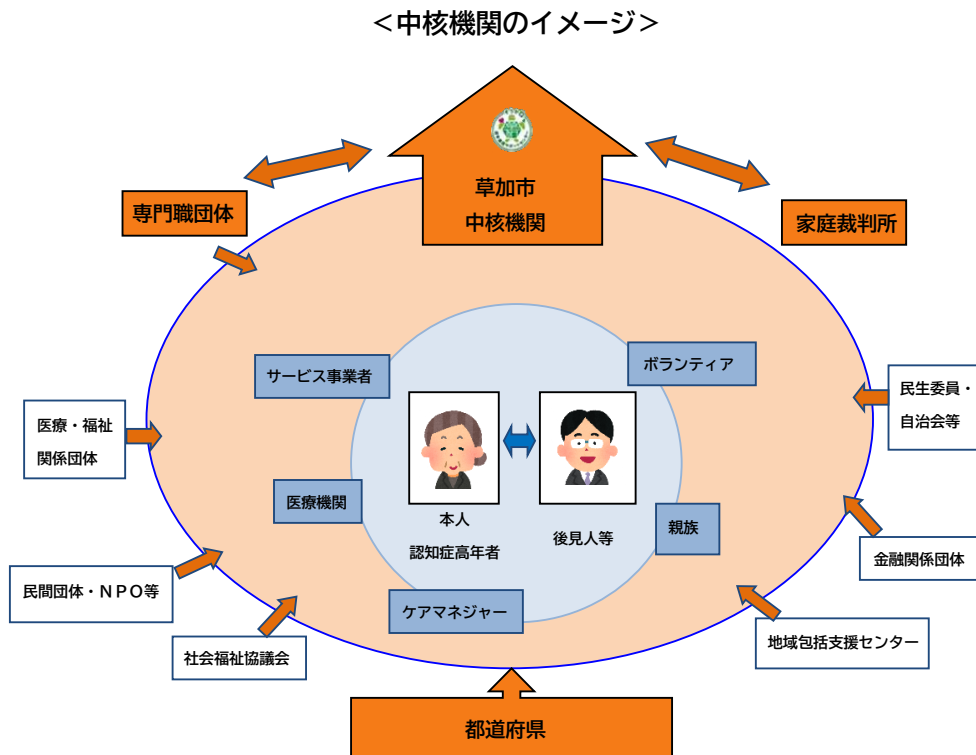
本市では、令和4年(2022年)5月にそうか成年後見サポートセンター内に「中核機関」を設置しました。成年後見制度の利用をさらに促進するため、中核機関が実施する「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの機能の強化を図ります。

市の取組

- 中核機関の運営

(2) 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの充実

支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、「中核機関」が地域における成年後見制度の相談窓口となり、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など関係機関との間の「地域連携ネットワーク」の強化を図ります。



市の取組

- 成年後見制度利用促進協議会の設置、運営

(3) 市民後見人の養成・育成

市と「そうか成年後見サポートセンター」との協働により、市民後見業務を担う意欲のある市民向けの養成研修を定期的を実施します。

関係機関と調整しながら、養成した市民後見人候補者が活躍できる場の確保に努めます。

市の取組

- 中核機関の運営(市民後見人養成)

(4) 市長申立の実施

判断能力が不十分で成年後見人等が必要な状況にもかかわらず、申立てをすする親族がいなかったり、親族が申立てを拒否している場合には、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

また、成年後見人等に対する報酬助成を行います。

市の取組

- 成年後見制度利用支援事業(市長申立)
- 成年後見制度利用支援事業(後見人報酬助成)

施策7-2 虐待の防止と早期発見体制の充実

虐待の発生防止及び被害を早期に発見するため、虐待に関する啓発を強化して市民の意識向上を図るとともに、虐待防止に関する関係機関のネットワークの強化などを行い、地域の見守り体制を強化します。これらの取組を通して、被害者が声を上げやすく、被害が見逃されない地域づくりを推進します。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|-----------------|----------------------|--------|
| 虐待防止、早期発見における取組 | 地域包括支援センターにおける権利擁護支援 | 健康推進部 |
| | 障害者虐待防止対策事業の実施 | 福祉部 |
| | 要保護児童対策地域協議会の設置 | こども未来部 |
| | 青少年カウンセリングの実施 | こども未来部 |
| | 乳児家庭全戸訪問の実施 | こども未来部 |
| | 児童虐待防止法の推進 | こども未来部 |
| | 教育支援室での相談 | 教育総務部 |



このような取組はいかがですか？

市民の皆さんへの提案

- ✓ 地域で虐待が疑われる場合は、躊躇せずに通報窓口ご連絡しましょう。
- ✓ セミナーや研修に参加する等、虐待を未然に防ぐ取組をしてみませんか。
- ✓ 日頃から隣近所の人々とあいさつを交わすなど、地域でのつながりづくりをしてみませんか。



地域の皆さんへの提案

- ✓ 日常の活動の中で虐待が疑われる兆候を見つけた場合、関係者間で情報を共有したり、通報窓口にご連絡するなど、被害の深刻化を防ぐ取組に協力していませんか。
- ✓ 福祉サービス提供事業所で職員等による虐待が発生しないよう、教育・研修を徹底していませんか。



コ・ラ・ム

●避難行動要支援者名簿

【施策6-1】日常・災害発生時の体制や支援の充実

自力で避難することが難しい方が、災害時に速やかな避難支援等を受けられるよう、在宅で日常的に支援が必要で、見守る方がいない単身・準単身者のうち、次の要件に該当し、登録を希望している方を対象として作成しています。

《要件》

1. 要介護3以上の者
2. 身体障害者手帳1・2・3級の手帳所持者（全て上肢のみは除く。）
3. 療育手帳^①・A・Bの手帳所持者
4. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の手帳所持者
5. 特別障害者手当の受給資格認定者（単身・準単身者を問わない）
6. その他特に市長が認める者

災害時は、緊急連絡先や体の状態などの登録情報を消防・警察等に共有して、避難支援などに活用することとしているほか、個人情報の提供に同意をいただいた方については、民生委員・児童委員等と共有して、平常時の見守りに活用しています。



基本目標8 包括的支援体制の整備

公的な福祉サービスは高年者・障がい者・子ども等の分野ごとに対象者を明確にして提供され、市民が課題を抱えている場合は、その分野の支援機関が対応してきました。しかし近年は分野ごとの支援体制では対応することのできない、複雑化・複合化した課題が増加していることから、各分野の支援機関の連携強化等を含めた包括的支援体制の整備に取り組みます。



● 現状と課題

◆課題が複雑化・複合化しており、単一分野で解決することが困難となっている

今日、人々が暮らしていく上での課題は、介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、ひきこもり、社会的孤立、ケアラー、ヤングケアラー等、個人や世帯を取り巻く環境の変化により複雑化・複合化しており、分野ごとでの課題解決が困難な状況となっています。

このような複雑化・複合化した課題に対し、各分野が連携し多角的な立場や視点から支援を充実させ、課題の解決につなげる体制の整備が急務となっています。

◆悩みごとや困りごとを抱えていても、相談窓口が分からない

市民が抱える悩みごとや困りごとについて、電話やインターネット、相談員の配置等、様々な形で相談窓口を設置し寄り添った対応をしていますが、アンケート調査(市民)で相談窓口があることを知らない市民が多くいることが分かりましたので、誰もが相談できる体制があることを幅広く周知する必要があります。

◆どのような相談でもできる窓口の設置が求められている

アンケート調査（市民）では、地域福祉を進めるために市が優先的に取り組むべき事項として、「どのような相談でもできる窓口の設置」が4割強で最も多くなっています。現在の取組としてコミュニティソーシャルワーカー等が市民の生活上の悩みや困難を解決する上での調整役として重要な役割を担っていますが、より相談しやすい窓口について検討が必要です。

■地域福祉を進めるために市が優先的に取り組むべき事項

| | |
|--------------------|-------|
| どのような相談でもできる窓口の設置 | 40.9% |
| わかりやすい福祉情報の提供 | 30.9% |
| 必要な人に支援をつなげる仕組みづくり | 26.8% |

※上位3項目の結果

今後の方向性

地域で市民誰もが安心して暮らせるよう、複雑化・複合化した支援ニーズに対しては、市役所の各所管課と必要な関係機関が連携し、チーム力を発揮して包括的な支援体制によって対応できるように取り組みます。

- 施策8-1 重層的支援体制整備事業の実施
- 施策8-2 生活困窮者の自立相談支援の充実
- 施策8-3 地域課題解決のための支援の充実
- 施策8-4 身近な福祉相談窓口の設置推進
- 施策8-5 孤独、孤立を感じている人やケアラーなどへの支援

施策8-1 重層的支援体制整備事業の実施

地域共生社会の実現を目指し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に展開する重層的支援体制整備事業を実施しています。また、本計画とともに定める「草加市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づいて事業を展開します。



関連計画

草加市重層的支援体制整備事業実施計画



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 困りごと、悩みごとがあるときは、身近な相談窓口にご相談してみませんか。
- ✓ 地域に複雑な課題を抱えている人を知っていたら、相談窓口を紹介してみませんか。
- ✓ 地域の人とあいさつを交わすなど、共に気に掛けあう関係づくりをしてみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 地域に複雑な課題を抱えている人のニーズを受け止めて、必要な機関と連携してみませんか。



草加市重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業の概要及び位置付け

これまでの社会保障制度では、各分野における典型的なリスクや課題を想定し、介護、障がい、子ども、困窮など、属性別・対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。

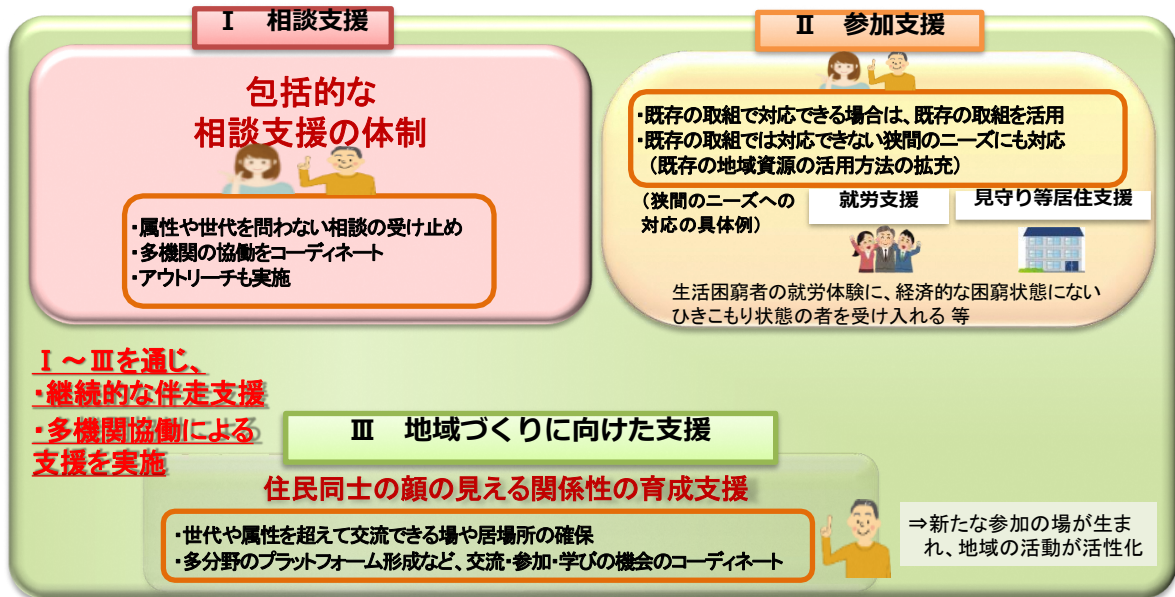
しかしながら、昨今の福祉の現場では、全国的に少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進む中、一つの世帯が複雑化・複合化した課題を抱えている状態、例えば、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育て時期を同時に迎える「ダブルケア」、世帯全体が地域から孤立している状態など、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、必要な支援が届いていない可能性があります。

そのような中、地域共生社会の実現を目的として、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築し、課題を抱えた人に寄り添い、継続的に伴走的な支援を行いつつ、適切な支援を実施するために、社会福祉法に基づき実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業(以下「本事業」といいます。)です。本市においては、平成30年度(2018年度)から地域力強化推進事業におけるモデル事業の実施を経て、令和3年度(2021年度)に重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施し、令和4年度(2022年度)から本事業を実施しています。

本事業では、市全体の支援関係機関・地域の関係者等が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須とされています。

なお、社会福祉法第106条の5第1項で、本事業を実施する市町村は「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとする定めていることから、本市では地域福祉計画内に本計画を位置付けて、取組を効果的に実施することとします。

第4章 取組内容について
基本目標8 包括的支援体制の整備



(出典) 厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」

● 重層的支援体制整備事業 事業概要(社会福祉法第106条の4第2項各号)

| 事業名 | | 事業内容 |
|-------------------------------|--|---|
| I 相談支援 | 包括的相談支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ・支援機関のネットワークで対応する。 ・複雑化・複合化した課題は、適切に多機関協働事業につなぐ。 |
| | 多機関協働事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。(全体調整、マネジメント) ・支援関係機関の役割分担を図る。 |
| | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける。 ・各種会議、関係機関とのネットワークなどとのつながりの中から潜在的な相談者を見つける。 ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。 |
| II 参加支援 参加支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う。 ・利用者のニーズを踏まえたマッチングやメニューを作る。 ・本人への定着支援と受入先の支援を行う。 | |
| III 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ・地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る。 | |

基本方針

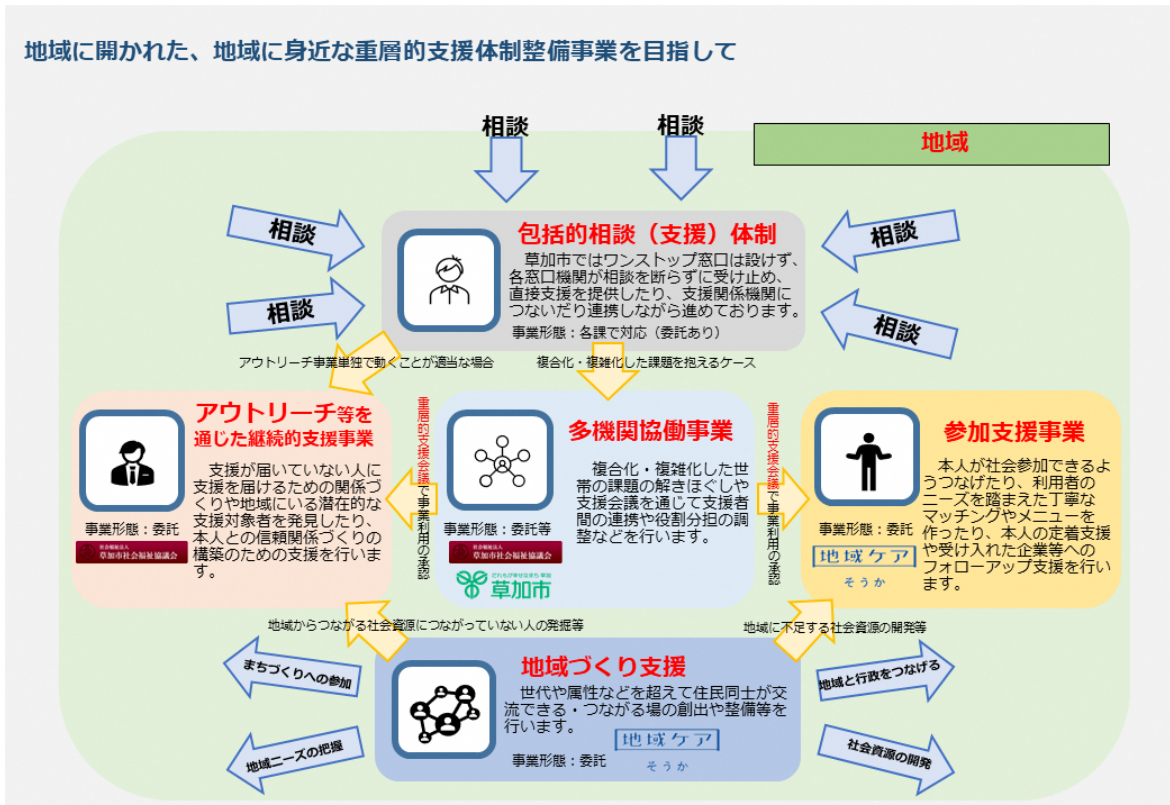
本事業の推進に当たり、社会福祉法に規定されている本事業の3つの柱である「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、基本方針として「①制度の狭間や複雑化・複合化した課題に対する連携体制の構築」と「②世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりに向けた支援」と定めます。

計画期間

本計画の期間は、地域福祉計画と合わせ、令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)の6年間とします。

なお、社会福祉法の改正や、社会情勢等の変化が想定されることから、必要に応じて計画の修正・見直しを行います。

草加市の重層的支援体制整備事業の全体像



重層的支援体制整備事業の実施体制

I 相談支援(包括的相談支援事業)

| 実施事業 | 対象分野 | 所管課 | | 実施体制 | | |
|--------------------------|-------|---------------|--|---------|--|--|
| 地域包括支援センターの運営 (第1号のイ) | 高齢者 | 地域介護課 | | 実施機関 | 地域包括支援センター(社会福祉法人、医療法人等) | |
| | | | | 支援対象者 | 65歳以上の高齢者等 | |
| | | | | 実施方式 | 委託 | |
| | | | | 圏域 | 10コミュニティブロック | |
| | | | | 実施内容 | 総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント | |
| 障害者相談支援事業 (第1号のロ) | 障がい者 | 障がい福祉課 | | 実施機関 | 基幹相談支援センター、相談支援センターそうか光生園、相談支援事業所ふらっと草加 | |
| | | | | 支援対象者 | 障がいのある人及びその家族等 | |
| | | | | 実施方式 | 委託 | |
| | | | | 実施内容 | 障害福祉サービス等の利用援助、社会資源を高めるための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、専門機関の紹介等 | |
| 利用者支援事業 (第1号のハ) | 子ども | こども政策課、こども家庭課 | | ① 特定型 | 実施機関 | 「子育てコーディネーター「プチみつけ」(本庁舎3階)、「みつけ」(子育て支援センター内) |
| | | | | | 支援対象者 | 子どもとその保護者等 |
| | | | | | 実施方式 | 直営(こども政策課) |
| | | | | | 実施内容 | 子どもとその保護者等の総合相談 |
| | | | | ② 母子保健型 | 実施機関 | こども家庭課 |
| | | | | | 支援対象者 | 妊娠期を含む子どもとその保護者等 |
| | | | | | 実施方式 | 直営(こども家庭課) |
| | | | | | 実施内容 | 母子健康手帳の交付と相談、妊娠・出産・子育てに関する相談や訪問、子育てに関する機関やサービスの紹介等 |
| 生活困窮者自立相談支援事業 (第1号のニ) | 生活困窮者 | 生活支援課 | | 実施機関 | 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 | |
| | | | | 支援対象者 | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人 | |
| | | | | 実施方式 | 委託 | |
| | | | | 実施内容 | 相談者の課題を整理した上での自立へのサポート、相談支援員による窓口・手続の同行支援等 | |

I 相談支援(多機関協働事業)

| 実施事業 | 対象 | 所管課 | 実施体制 | |
|---------|--------------|-------|-------|---|
| 多機関協働事業 | 複合的な課題を抱えた市民 | 福祉政策課 | 実施者 | 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 |
| | | | 支援対象者 | 複雑化・複合化した課題を抱えている人・世帯 |
| | | | 実施方式 | 委託 |
| | | | 実施内容 | 支援関係機関が受けた相談のうち、複雑化・複合化した課題を抱え、既存の制度では対応できない困難ケースについて、支援プランを作成し、支援の方向や役割分担を協議するなかで、課題解決を図る。 |

I 相談支援(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)

| 実施事業 | 対象 | 所管課 | 実施体制 | |
|--------------------|----------------|-------|-------|--|
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | 必要な支援が届いていない市民 | 福祉政策課 | 実施者 | 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 |
| | | | 支援対象者 | 支援が必要だが届いていない市民 |
| | | | 実施方式 | 委託 |
| | | | 実施内容 | ひきこもり状態の人や長期にわたり社会と交流してこなかった人など、本人との信頼関係を築くまで時間を要する人等に対し、つながりを持ち続ける伴走的支援を行う。 |

II 参加支援(参加支援事業)

| 実施事業 | 対象 | 所管課 | 実施体制 | |
|--------|-----|-------|-------|---|
| 参加支援事業 | 全市民 | 福祉政策課 | 実施機関 | 社会福祉法人福祉楽団 |
| | | | 支援対象者 | 全市民 |
| | | | 実施方式 | 委託 |
| | | | 実施内容 | 既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス提供事業所などの地域の社会資源を活用、又は新たな社会資源を開拓し、支援対象者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。 |

Ⅲ 地域づくりに向けた支援(地域づくり事業)

| 実施事業 | 対象分野 | 所管課 | 実施体制 | |
|-------------------------|------|---------|-------|--|
| 地域介護予防活動支援事業 (第3号のイ) | 高年者 | 地域介護課 | 実施事業 | ジャンプ教室 |
| | | | 支援対象者 | 第1号被保険者の全ての人及びその支援のための活動に関わる人 |
| | | | 実施方式 | 住民主体(市は地域で介護予防に関する知識や体操の指導ができる介護予防リーダーを養成する講座を開催するなど後方支援を実施) |
| | | | 圏域 | 市内全域(15団体) |
| | | | 実施内容 | 介護予防を目的とした体操教室 |
| 生活支援体制整備事業 (第3号のロ) | 高年者 | 地域介護課 | 実施機関 | 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 |
| | | | 支援対象者 | 65歳以上の市民 |
| | | | 実施方式 | 委託 |
| | | | 圏域 | 第1層:全域 第2層:10コミュニティブロック |
| | | | 実施内容 | 地域の課題を把握し、住民同士の支えあいにより課題解決を図るための協議体を設置し、実施する内容について協議する。 |
| 地域活動支援センター事業 (第3号のハ) | 障がい者 | 障がい福祉課 | 実施機関 | 地域活動支援センターⅡ型:2か所 総合福祉センターであいの森、ひかり(そうか光生園) 地域活動支援センターⅢ型:3か所 れんげ草、草加物産企画、障害者自立センターめだか |
| | | | 支援対象者 | 地域で生活する障がいのある人 |
| | | | 実施方式 | 委託 |
| | | | 実施内容 | 地域で活動する障がいのある人を対象に、創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るなど、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう援助を行う。 |
| 地域子育て支援拠点事業 (第3号のニ) | 子ども | こども青少年課 | 実施機関 | 一般型 7か所 連携型 1か所 他 1か所(重層交付金対象外) つどいの広場「ざぶ〜ん」(松原児童青少年交流センター内) つどいの広場おひさま(谷塚文化センター内) 乳幼児サロンおもちゃばこ(氷川児童センター内) 子育て広場トットちゃん(高砂児童クラブ内) |

第4章 取組内容について
基本目標8 包括的支援体制の整備

| 実施事業 | 対象分野 | 所管課 | 実施体制 | |
|---------------------|------|-------|-------|--|
| | | | | ママサロンもくば(新栄児童センター内) つどいの広場きらりん(NPO法人さくらんぼ) 親子のひろば「のび～すく旭町」、親子のひろば「のび～すく青柳」(公益社団法人シルバー人材センター) つどいの広場ばぶハウス(NPO法人子ども広場草加おやこ劇場) |
| | | | 支援対象者 | 乳幼児とその保護者等 |
| | | | 実施方式 | 直営(こども青少年課)、補助・指定管理(公益財団法人、NPO等) |
| | | | 実施内容 | 育児不安等についての相談や仲間づくりなど、地域の子育て家庭への支援等 |
| 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | 全市民 | 福祉政策課 | 実施機関 | 社会福祉法人福祉楽団 |
| | | | 支援対象者 | 全市民 |
| | | | 実施方式 | 委託 |
| | | | 実施内容 | 身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支えあいによる取組の活性化を図るため、コーディネートする。 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

支援会議及び重層的支援会議について

個別のケースに対し、適切な支援を提供できるよう支援会議及び重層的支援会議について次のように実施します。

(1) 支援会議

支援会議は社会福祉法第106条の6の規定に基づく会議であり、本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にもかかわらず体制整備が進まない事案などに対して、会議の構成員に守秘義務が課される中で、必要な支援体制に関する検討を行うものです。

| | |
|----------------|---|
| 会議を優先的に開催するケース | <ol style="list-style-type: none"> 1 原則3分野以上にまたがる課題があり、支援関係機関等だけでは課題解決や適切な支援を提供することが見込めないケースであること。 2 多機関協働事業に先んじて、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業又は参加支援事業、若しくは両事業による支援を開始するケースであること。 3 その他、福祉政策課が支援会議を開催すべきと判断したケースであること。 |
| 会議参加者 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策課 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業、参加支援事業の各事業者 ・支援関係機関等 ・福祉政策課が指定した人物 |
| 会議内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 情報共有や交換 2 支援方法の支援体制の検討 3 プラン策定に向けた本人同意 4 その他、支援会議で諮る必要があると認められる事項 |
| 開催頻度 | 随時 |

(2) 重層的支援会議

重層的支援会議は本事業が適切かつ円滑に実施されるために開催される会議であり、関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するものです。

| | |
|----------------|---|
| 会議を優先的に開催するケース | <ol style="list-style-type: none"> 1 原則3分野以上にまたがる課題があり、各相談窓口や関係機関等だけでは課題解決や適切な支援を提供することが見込めないケースであること。 2 多機関協働事業に先んじて、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業又は参加支援事業、若しくは両事業による支援を開始するケースであること。 3 その他、福祉政策課が支援会議を開催すべきと判断したケースであること。 |
| 会議参加者 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策課 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業、参加支援事業の各事業者 ・福祉政策課が指定した人物 |
| 会議内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 多機関協働事業に関するプラン案の協議やプラン評価 2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に関するプラン案の協議やプラン評価 3 参加支援事業に関するプラン案の協議やプラン評価 4 その他、重層的支援会議で諮る必要があると認められる事項 |
| 開催頻度 | 原則月1回 |

連携体制の構築について

本事業は、属性を問わない分野横断的な支援を行うものであり、介護、障がい、子ども、困窮といった既存制度を一体的に実施する事業です。

このため、行政内部だけではなく、各分野の支援関係機関、地域住民も含めて認識の共有と方向性の確認が必要であることから、

- (1) 庁内の関係課の課長級、主幹・主査級のワーキンググループで構成される「**庁内つながり会議**」
- (2) 町会・自治会を単位としたコミュニティブロックごとによる庁内外の支援関係機関の現場職員で構成される「**ブロック別つながり会議**」
- (3) 地域に発信し、地域からの情報を拾い上げる「**(仮称)全体会議**」

を設置し、各会議体間の連動性を持たせつつ、本事業の各事業を推進します。

(1) 庁内つながり会議

複雑化・複合化した課題を抱えた市民等への包括的支援体制の構築、調査、研究に関することについて、協議、検討する。

参加分野

- 介護、障がい、子ども、困窮、保健、教育

(2) ブロック別つながり会議

分野を超えた現場の支援関係機関の職員間の顔の見える関係づくりの構築や事例検討、事業の方向性について協議する。

参加分野

- 介護、障がい、子ども、困窮、保健、教育、医療

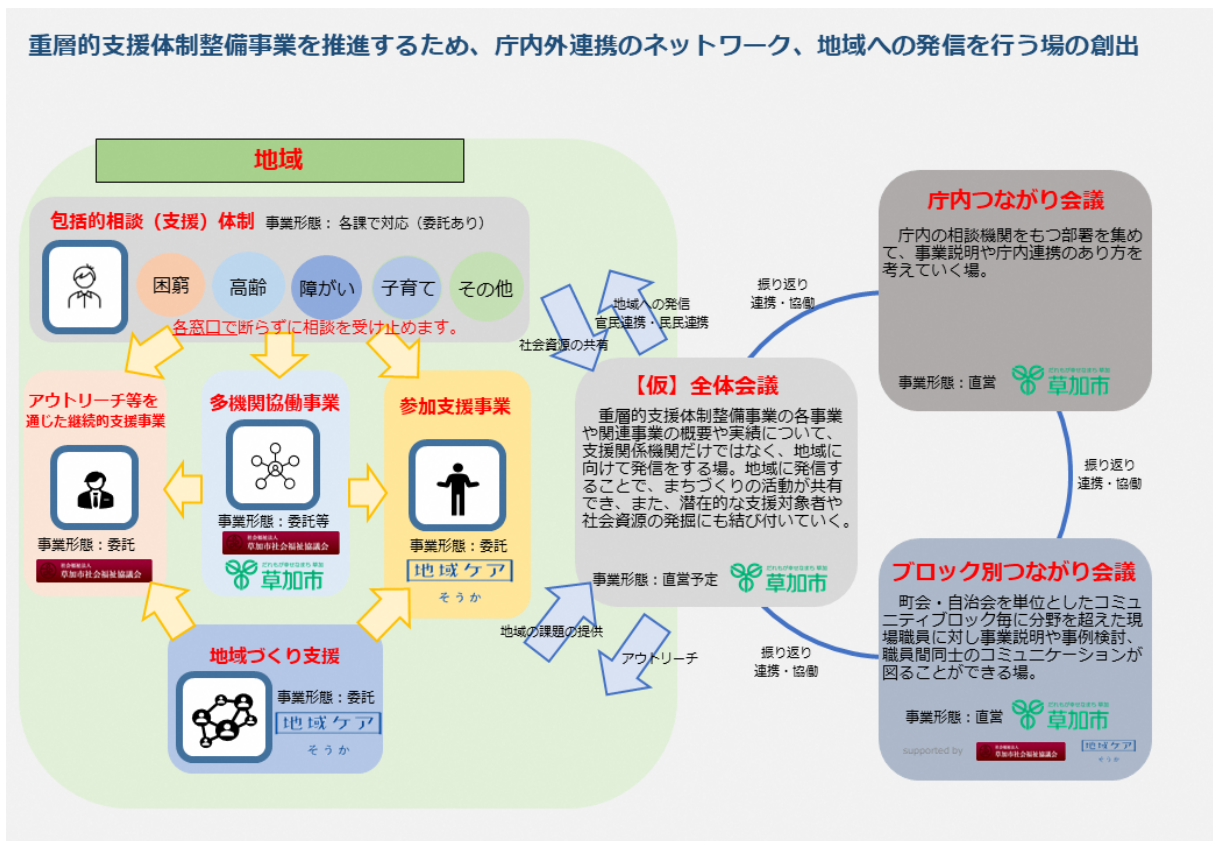
(3) (仮称)全体会議

地域に向けて、本事業における各事業や地域におけるまちづくり活動を発信する。

参加分野

- 介護、障がい、子ども、困窮、その他

● 各会議体と重層的支援体制整備事業の各事業の連動について(イメージ)

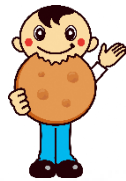


施策8-2 生活困窮者の自立相談支援の充実

生活に困窮して支援を必要としている人の早期発見や自立した生活支援を図るため、生活困窮者の自立相談支援窓口「まるごとサポートSOKA」を運営し、利用者に寄り添いながら、それぞれの世帯の状況に応じたきめ細かな支援を行います。支援に当たっては、草加市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体など福祉・保健分野はもとより、様々な分野の関連機関との連携を強化し、自立相談支援の充実を図ります。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|---------------|-----------------------------|------|
| 生活困窮者自立相談支援事業 | まるごとサポートSOKA(福祉なんでも相談窓口)の運営 | 福祉部 |
| | 住居確保給付金の支給 | 福祉部 |
| | 子どもの学習支援 | 福祉部 |
| | 就労支援・就労準備支援 | 福祉部 |



このような取組はいかがですか？

市民の皆さんへの提案

- ✓ 地域で生活に困窮している人がいることを知ったときは、まるごとサポートSOKAを紹介してみませんか。



地域の皆さんへの提案

- ✓ 地域で生活に困窮している人がいないかどうか、気に掛けるようにしてみませんか。

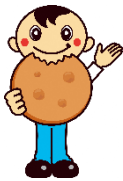


施策8-3 地域課題解決のための支援の充実

誰もが安心して生活できる地域づくりを進めるため、地域課題を解決する際に重要な役割を担っているコミュニティソーシャルワーカー等の専門的な知識や視点を持つ専門職を身近な地域に配置するなど、重層的支援体制整備事業や生活支援体制整備事業の充実を通じて、市民自らが地域課題の解決を目指そうとする機運の醸成を図ります。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|--------------|--------------------|-------|
| 地域課題解決のための支援 | コミュニティソーシャルワーカーの配置 | 福祉部 |
| | 生活支援コーディネーターの配置 | 健康推進部 |



このような取組はいかがですか？

市民の皆さんへの提案

- ✓ 困りごと、悩みごとがあるときは、身近な相談窓口にご相談してみませんか。
- ✓ 地域にコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターといった専門職がいることを知り、地域で悩みごとや生活課題を抱えている人がいるときは、相談窓口につなぐようにしてみませんか。



地域の皆さんへの提案

- ✓ コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターと地域で効果的に活動できるよう、連携してみませんか。



施策8-4 身近な福祉相談窓口の設置推進

悩みごとや課題を抱えた市民が身近な地域で相談でき、問題の解決のために迅速な対応を取ることができるようにするため、身近な福祉相談窓口を地域福祉の基盤（10圏域）単位などで設置することを目指します。相談窓口の設置に当たっては、地域の社会資源や福祉サービス提供事業所等との連携を密にして、相談から問題解決まで切れ目のない支援を行うとともに、市民に対する周知を強化します。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|----------|-----------------------------|---------------|
| 相談体制の整備 | 暮らしにまつわる各種相談の実施 | 市長室 |
| | 特設人権相談所の運営 | 総合政策部 |
| | 国際相談コーナーの運営 | 総合政策部 |
| | 女性の生き方なんでも相談の実施 | 総合政策部 |
| | 配偶者暴力相談支援センターの運営 | 総合政策部 |
| | まるごとサポートSOKA(福祉なんでも相談窓口)の運営 | 福祉部 |
| | 基幹相談支援センターの運営 | 福祉部 |
| | 保健センターの運営 | 健康推進部 |
| | 地域包括支援センターの運営 | 健康推進部 |
| | 障害児(者)相談支援事業所の運営 | 福祉部 こども未来部 |
| | こども家庭センターの運営 | こども未来部 |
| | 犯罪被害者支援総合的対応窓口の運営 | 市民生活部 |
| 教育支援室の運営 | 教育総務部 | |



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 困りごと、悩みごとがあるときは、身近な相談窓口
に相談してみませんか。
- ✓ 地域で悩みごとや生活課題を抱えている人がいる
ときは、相談窓口があることを伝えてみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 地域の相談窓口との連携を密にしてみませんか。
- ✓ 相談窓口の設置等に協力してみませんか。



施策8-5 孤独、孤立を感じている人やケアラーなどへの支援

地域で孤独や孤立を感じながら生活している人や、ケアラー・ヤングケアラーなど、制度の狭間で必要な支援が十分に届いていない人たちに寄り添い、本人の希望に応じて支援を行います。支援に当たっては、相談先や支援内容などに関する広報・啓発活動を充実させるとともに、地域の居場所づくりの推進と併せて、アウトリーチの手法を活用して継続的に対応します。

市の主な取組

| 目的 | 主な取組 | 関係部局 |
|-----------------------|--------------------------------|---------------|
| つながりづくり | 介護者のつどいの実施、支援 | 福祉部 |
| | オレンジカフェの実施、支援 | 健康推進部 |
| 支援体制の整備 | 地域包括支援センターにおける支援 | 健康推進部 |
| | 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の実施 | 福祉部 |
| | 重層的支援体制整備事業(参加支援事業・地域づくり事業)の推進 | 福祉部 |
| | 基幹相談支援センターの運営 | 福祉部 |
| | 障害児(者)相談支援事業所の運営 | 福祉部 こども未来部 |
| | 障害者就労支援センターの運営 | 福祉部 |
| | 地域ケア会議の実施 | 健康推進部 |
| ケアラー・ヤングケアラーへの支援体制の整備 | 福祉部 こども未来部 教育総務部 | |



このような取組はいかがですか？

市民の
皆さんへの
提案

- ✓ 家族や親族の介護など、解決が難しい悩みごとに直面したときは、抱え込まずに相談してみませんか。
- ✓ 身近な人が孤独・孤立の状態にあるのではと思ったときは、相談相手となったり、相談窓口を紹介してみませんか。



地域の
皆さんへの
提案

- ✓ 孤独・孤立を感じている人の居場所づくりや当事者同士の会の開催を支援してみませんか。
- ✓ 地域で孤独・孤立の状態に置かれていたり、介護で悩んでいて支援を必要としている人がいないかどうか、気に掛けるようにしてみませんか。



コ・ラ・ム

●まるごとサポートSOKA(福祉なんでも相談窓口)

【施策8-2】生活困窮者の自立相談支援の充実

まるごとサポートSOKAは、様々な悩みを抱えて、生活に困窮されている方のための自立相談支援窓口です。相談員があなたの抱える悩みを整理しながら、必要に応じて他の機関と連携し、問題解決のためのお手伝いをします。どなたでも、どのような状況の方でも無料で利用できます。

また、令和6年(2024年)6月より、従来の機能を拡大充実し、まるごとサポートSOKA(福祉なんでも相談窓口)として、だれもが安心して相談できる窓口とする予定です。



●ケアラー・ヤングケアラー

【施策8-5】孤独、孤立を感じている人やケアラーなどへの支援

ケアラーとは、こころやからだに不調のある身近な人に対して、介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている方のことです。このうち、18歳未満の方をヤングケアラーと言います。ケアする上で悩みや不安がある場合は一人で抱え込まず、相談窓口等で話してみませんか。オンラインで悩みなどを共有できるカフェもあります。



